

あなたがおうちの FP 通信

2024年7月号



HPはこちら

<https://www.fpmitsui.com>

特集宿泊税導入、各地で広がっています！

2024年4月の訪日外客数は304万人。

コロナ前を超える水準にまで増加しています。そんな中、全国の観光地では宿泊税を導入する動きが広がっています。

宿泊税とは、ホテルや旅館などでの宿泊の際に宿泊料に対して課税される地方税のこと。

2002年10月に東京都で実施されたのが最初で、2024年3月時点では9地域が導入しています。

今後も北海道ニセコ町、静岡県熱海市などの導入が決まっており、各地で導入の動きが広がっています。

宿泊税の内容は、宿泊料金に定額を課す方法、定率を課す方法など、地域によって異なります。観光客が増え、その地域でお金を使ってくれば地域は潤います。

一方、観光資源やサービスを維持するためにはお金もかかります。

日本で良い思い出を作り、また来たいと思ってもらうためにも、財源を確保し、賢く使っていくことも大切です。

【宿泊税一覧】(2024年3月時点)

自治体	宿泊料金(1人1泊) ⇒ 宿泊税
東京都	10,000円～14,999円 ⇒ 100円
	15,000円～ ⇒ 200円
大阪府	7,000円～14,999円 ⇒ 100円
	15,000円～19,999円 ⇒ 200円
	20,000円～ ⇒ 300円
京都市	～19,999円 ⇒ 200円
	20,000円～49,999円 ⇒ 500円
	50,000円～ ⇒ 1,000円
金沢市	～19,999円 ⇒ 200円
	20,000円～ ⇒ 500円
倶知安町	宿泊料金に対し2%
福岡県	一律200円(福岡市・北九州市以外)
福岡市	～19,999円 ⇒ 200円(うち県税50円)
	20,000円～ ⇒ 500円(うち県税50円)
北九州市	一律200円(うち県税50円)
長崎市	～9,999円 ⇒ 100円
	10,000円～19,999円 ⇒ 200円
	20,000円～ ⇒ 500円

お金のクイズ

今、投資の世界では ESG 投資 が注目されています。では「E」「S」「G」に含まれないものは以下どれでしょうか？

- 1 環境
- 2 寄付
- 3 社会



(答えは裏面にあります!)

今月の質問

会社員の方は毎年受ける「健康診断」。若かったころと比べて「気を付けないといけないのかな?」という結果が出ていたりしませんか??

健康を維持するというのはとても難しい…。お酒やタバコの嗜好品から始まり、甘いお菓子や美味しい油もの。これらを抑えて、さらに運動…。

ですが、健康を維持する事で大きなメリットもあります。

例えば、医療費を抑えられたり、日常の支出を減らしたり。医療保険などの必要性も、人によっては変わってくるかもしれません。そして何より 長生き ができる。

何かを維持するのは大変ですが…健康第一。大切ですね。

質問:健康を維持する為に普段あなたがしていることは??



確定拠出年金の受け取り方、 一回で受け取る？それとも複数回？

確定拠出年金とは、運用商品を自分で選び、毎月掛金を積み立てていく私的年金制度のこと。運用益が非課税になるため運用方法に目が行きがちですが、実は受け取り方もとても大切です。ここでは、一時金、年金形式で受け取る場合の計算方法を確認していきましょう。

【一時金(一回)で受け取る場合】

一時金で受け取る場合は退職所得、**分離課税(他の所得と分けて税を計算)**となります。退職所得は、「(退職金-退職所得控除額)×1/2」で計算し、一定の税率をかけて所得税額を算出します。退職所得控除の計算は以下のとおり。

- ・勤続年数(A) 20年以下の場合: 40万円×A (80万円に満たない場合は80万円)
- ・勤続年数(A) 20年超の場合 : 80万円+70万円×(A-20年)

例えば、確定拠出年金額 2,000万円、勤続年数 30年の場合、退職所得控除額は 1,500万円、退職所得は 250万円。所得税額は 15万 2,500円(※1)となります。

【年金形式(複数回)で受け取る場合】

年金形式で受け取る場合は雑所得、**総合課税(他の所得と合算して税を計算)**となります。一定の公的年金等控除額を収入から差し引き雑所得を算出しますが、65歳以上で受け取る場合は、110万円(※2)を超えると所得税がかかります。

一般的に一時金で受け取った方が有利な場合が多いようですが、最適な受け取り方は、個別に計算することをお勧めします。



(※1) 復興特別所得税は考慮せず (※2) 合計所得金額が 1,000万円以下の場合

クイズの答え.....答えは 2

ESG 投資とは、**環境(Environment)**、**社会(Social)**、**企業統治(Governance)**の頭文字からきています。従来の財務情報だけでなく、適切なガバナンス(企業統治)を行いながら、環境や社会にも配慮した事業活動こそが、将来の成長につながるという考えから、近年注目されています。

自分らしく生きるヒント



～ 無料相談 承ります! ～

FP 通信購読者限定で、LINE 無料相談ができます。

下記の様な悩みがある方はどうぞご利用ください。

- ・新しい保険の契約を検討しているが、第三者の判断が知りたい
- ・投資を検討しているが、どんな基準で買えばよいか分からない
- ・保険の見直しを考えている など

やり方は簡単 2Step! ①LINE 登録 → ②チャットで相談

発行元

あなたがおうちの FP

みついたかし

三井貴司

日本 FP 協会 AFP 認定者



mail@fpmitsui.com

あなたがおうちの FP は金融知識の定着と向上を

目的として「顧客第一」で情報発信しています。

不動産・保険・金融商品の勧誘、手数料目的での

販売は一切行っておりません。

